

2 いじめの未然防止のための取組

学校生活の充実こそが、
いじめ防止の最善策！

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全児童を対象に取組を行うことが重要である。児童一人一人の自尊感情をはぐくみ、人権感覚を養い、他者を許容できる心をはぐくみ、「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を醸成していくことが必要である。

未然防止

- (1)わかる授業(教科指導の充実)・コミュニケーション能力の育成
 - (2)学習規律の徹底
 - (3)自己有用感を高め自尊感情をはぐくむ学級集団の形成
 - (4)体験活動の充実
 - (5)校内ボランティア活動の充実
 - (6)主体的な児童会活動の充実
 - (7)フレンドリータイム(縦割り活動)の充実
 - (8)人権教育の充実
 - (9)道徳教育の充実
 - (10)保護者・地域の方々への積極的な働きかけ
- *「いじめは基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許される行為ではないこと」を理解できるよう指導する。
- *外部人材の活用や異学年、異年齢の者同士の活動を重視し、交流活動による指導を行う。
- *勤労体験、福祉体験を重視する。
- *コミュニケーション能力を育成する。
- *特別活動におけるグループエンカウンターを行う。

いじめをうまない意識づくり

3 いじめの早期発見の取組

子どもの日々の観察が鍵！

早期発見

- (1)日々の観察
- (2)交友関係の把握
- (3)いじめ早期発見チェックリストの活用
- (4)個別面談の実施
- (5)生徒指導委員会での情報交換
- (6)早期発見のための情報共有ネットワークづくり

小さな変化に敏感に気づく

ネットいじめ対策

- 非行防止教室等によるネットいじめに被害についての講話を聴く。
- 道徳の授業を通して、ネット犯罪について考える。
- 学校便り等を通して保護者の意識啓発を行う。(必要に応じ講演会を行う。)
- 警察と連携を図る。



篠津小いじめナシ！宣言

しのっ子は、当たり前のことを当たり前にします。
いじめは、絶対にしません。させません。

【子ども編】

- 誰とでも仲良くします。
- 自分がされていやなことは、人にはしません。
- いじめを見たら、見ないふりはしません。
- いやなことは、いやと言います。

【先生編】

- 命の大切さを徹底指導します。
- いじめは待ったナシ。スピードとチームワークで解決します。
- 子どもの変化に気をつけます。
- 積極的に情報交換をします。

【家庭編】

- 子どもとのふれあいの時間を多くします。
- 子どもの話をよく聞くようにします。
- 子どもと意識して会話をするようにします。
- ゲームや携帯・ネットの使い方をよく話し合います。

具現化への取組

- 子どもたちが形成するグループの人間関係把握に努める。
- 人間関係の把握、教職員のチームによる適切な指導を行う。
- 道徳教育の充実を図る。
- 教育相談を実施する。
- なかよしアンケートを実施する。
- 日頃から保護者との信頼関係を構築する。
- 民生児童委員等外部との連携強化を図る。



4 いじめの早期対応

問題を軽視せず、迅速に、
報告・連絡・相談を行い、組織的に対応

いじめの疑いのある行為が発見された場合には、校長のリーダーシップの下、生徒指導委員会を中心に、迅速な事実関係の把握、被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者への助言等を組織的に行う。深刻ないじめ事案については、校長がいじめ対策会議を招集する。

正確な実態把握

当事者双方や周囲からの聞き取り等情報収集を行う。
関係教職員との情報共有を図る。

指導体制・方針の決定

全教職員の共通理解を図る。指導のねらいを明確化する。報告・連絡・相談を徹底する。関係機関との連絡調整を図る。

子どもへの指導・支援

被害児童を保護する。加害児童への指導を行う。心のケアを行う。

保護者との連携

いじめ対応策を丁寧に説明する。保護者の協力を求め、指導連携を図る。

いじめ発生後の対応

再発防止策を検討する。学校カウンセラー等を有効活用する。心のケアに努める。

5 重大事態への対応

学校と教育委員会による対応

重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- 児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを、余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

重大事態の報告

- 重大事態発生の場合は白岡市教育委員会に報告する。

重大事態への対応

- 白岡市教育委員会と協議の上、重大事態に対応するいじめ対策会議を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。(情報提供者を保護する。被害児童の保護者からの聴取を行う。)
- 状況に応じ、在校児童及びその保護者への説明を行う。
- 自殺をした場合には、自殺の背景調査を実施。亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指す。また遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

6 いじめの防止対策

- ①なかよしアンケートの実施
- ②児童・保護者のとの面談
- ③生徒指導委員会での対策効果の検証
- ④改善案の作成と実施
- ⑤研修への参加と情報の共有
- ⑥問題解決のための組織的対応



7 いじめ対策年間指導計画・評価計画

月	教職員の活動・評価	児童の活動	保護者等への活動	評価計画
4月	○いじめ防止基本方針の検討と共通理解【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○学級開きと学級のルールづくり【学級活動】 ○フレンドリータイム(縦割り活動)の開始【特別活動】 ○学習規律づくり【授業】	○いじめ対策への説明・啓発 【学校便り・懇談会・PTA総会】	○生徒指導委員会で「いじめナシ！宣言」の取組の確認
5月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○校内研修 ○中学校との教育相談連絡会 ○教職員倫理確立委員会等によるいじめ防止対策法の研修	○フレンドリータイム【特別活動】 ○体験活動(田植え)【総合】 ○遠足等校外学習を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交換【教育相談日】 ○学校運営協議会	○児童向けなかよしアンケートの実施
6月	○学校警察連絡協議会 ○防犯教室で、インターネットによるいじめ被害についての学習【警察との連携】 ○校内研修 ○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○幼保小連絡協議会	○防犯教室【警察】 ○フレンドリータイム【特別活動】	○民生児童委員との懇談	
7月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○幼保小連絡協議会	○フレンドリータイム【特別活動】	○保護者との情報交換【二者面談】	○児童向けなかよしアンケートの実施
8月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○生徒指導等にかかる教職員研修【研修】 ○小中合同教育相談研修会	○人権標語の作成 ○ありがとうの手紙		○生徒指導委員会で取組の評価(中間評価)
9月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○教職員自己評価シートによる自己評価の実施	○フレンドリータイム【特別活動】 ○福祉体験	○学校便り等による情報発信 ○保護者との情報交換【教育相談日】	
10月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○校内研修	○フレンドリータイム【特別活動】 ○体験活動(稲刈り)【総合】 ○校外学習等による体験活動 ○福祉体験		○児童向けなかよしアンケートの実施
11月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】	○フレンドリータイム ○学校応援団への感謝の会 ○校外学習等による体験活動 ○スマホ・ケータイ安全教室 ○幼保少交流会	○学校公開 ○民生児童委員との情報交換	
12月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○人権教育授業研究会 ○教職員自己評価シートによる自己評価の実施	○フレンドリータイム ○薬物乱用防止教室【警察】	○学校運営協議会(小中合同開催)	○児童向けなかよしアンケートの実施
1月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○校内研修	○フレンドリータイム ○幼保小交流会		○生徒指導委員会で今年度の取組の評価
2月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】 ○幼保小連絡協議会 ○教職員自己評価シートによる自己評価の実施	○フレンドリータイム		○生徒指導委員会で評価に基づき、次年度の取組の検討
3月	○児童に関する情報交換【生徒指導委員会】	○フレンドリータイム	○学校運営協議会 ○保護者との情報交換【懇談会】	○児童向けなかよしアンケートの実施



白岡市立篠津小学校



学校いじめ防止基本方針

白岡市立篠津小学校いじめの防止基本方針は、いじめ防止の対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・白岡市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

【いじめの定義】

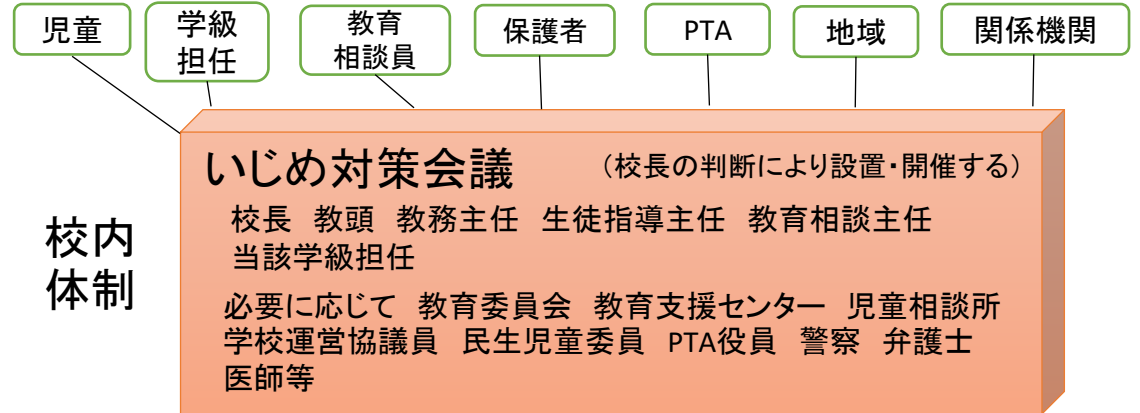
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」より)

【いじめの基本認識】

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- いじめ問題に対しては、学校全体が関係者と一体となって取り組むことが必要であること

1 いじめ対応の組織

平素は生徒指導委員会(いじめ対策委員会)を中心に
いじめ発生時はいじめ対策会議を中心に



生徒指導推進委員会(いじめ対策委員会)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年代表 教務部代表 養護教諭
教育相談主任 教育相談員

- ・いじめ防止対策
- ・いじめの早期発見
- ・情報収集
- ・情報の共有
- ・指導方針の策定
- ・適切な役割分担

職員会議・職員打合せ

- ・教職員間の共通理解と役割分担